

令和5事業年度

特定B型肝炎ウイルス感染者
給付金等支給関係特別会計

(添付書類)

事業報告書

決算報告書

社会保険診療報酬支払基金

令和 5 事業年度
事業報告書

令和5事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務 事業報告書

1. 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の概要

(1) 事業内容

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の定めるところにより、次の業務を行うこと。

ア 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給すること。

イ 前記アの業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 職員の定数及びその前事業年度末との比較

区 分	令和5事業年度	令和4事業年度末
職員定数	9名	10名

(3) 沿 革

年 月	事 業 内 容 の 沿 革
平成23年12月	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づく特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務を開始した。

(4) 設立の根拠

社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）

(5) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務を行う根拠となる法律

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法
（平成23年法律第126号）

(6) 主管省庁名

厚生労働省

2. 役員の定数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴

本特別会計による役員定数はない。

3. その事業年度及び過去3事業年度以上の事業の実施状況

(1) 令和5事業年度

ア 事業計画の実施の結果

(ア) 交付金の受入

令和5事業年度における交付金の予定額は

117,686,152 千円

であって、これに対する交付金決定額は

117,712,652 千円

であった。

この交付金決定額に対し収入済額は

117,712,652 千円

であって、年度内に全額が収入となった。

この予定額と収入済額との差額は、年度途中で特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務の執行に必要な経費から特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金の造成に必要な経費への配分の変更を行ったことによるものである。

(イ) 給付金等の支給

令和5事業年度における給付金等の予定額は

144,755,572 千円

であって、これに対する給付金等の支給決定額は

137,114,340 千円

であった。

この給付金等支給決定額に対し支出済額は

137,101,615 千円

であって、差し引き

12,725 千円

については、支払未済額として翌年度へ繰り越すこととした。

この予定額と支出済額との差額は、特定B型肝炎ウイルス感染者等からの給付金等の請求が予定より少なかったことによるものである。

イ 資金計画の実施の結果

令和5事業年度における資金計画は、収入及び支出とも

事業費勘定	263,734,845 千円
事務費勘定	298,295 千円
計	264,033,140 千円

を予定したが、収入済額及び支出済額はともに

事業費勘定	254,917,642 千円
事務費勘定	272,259 千円
計	255,189,901 千円

であって、差し引き

事業費勘定については	8,817,202 千円
------------	--------------

減少し、

事務費勘定については	26,035 千円
------------	-----------

減少した。

なお、資金計画の実施状況の明細は、次表のとおりである。

資 金 計 画 実 績 表

[事業費勘定]

支		出		収		入	
区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
	千円	千円	千円		千円	千円	千円
給付金等支給金	144,755,572	137,114,340	△ 7,641,231	前年度からの繰越金	134,451	109,497	△ 24,953
支給基金への繰入金	117,686,152	117,686,152	—	交付金の受入	117,686,152	117,712,652	26,500
審査支払の事務費支出	7,432	4,528	△ 2,903	支給基金からの受入金	145,906,809	137,090,941	△ 8,815,867
諸 支 出 金	1	—	△ 1	事務費勘定より受入	7,432	4,528	△ 2,903
翌年度への繰越金	1,285,688	112,620	△ 1,173,067	雑 収 入	1	21	20
合 計	263,734,845	254,917,642	△ 8,817,202	合 計	263,734,845	254,917,642	△ 8,817,202

資 金 計 画 実 績 表

[事務費勘定]

支		出		収			入	
区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	
事 務 取 扱 費	千円 213,483	千円 183,389	千円 △ 30,093	前年度からの繰越金	千円 70,589	千円 70,961	千円 372	
職 員 諸 給 与	102,967	96,434	△ 6,532	交 付 金 の 受 入	227,213	200,713	△ 26,500	
管 理 諸 費	110,516	86,955	△ 23,560	そ の 他 の 収 入	484	581	97	
事 業 費 勘 定 へ の 繰 入	7,432	4,528	△ 2,903	雑 収 入	9	2	△ 6	
そ の 他 の 支 出	526	4,087	3,561					
翌 年 度 へ の 繰 越 金	76,854	80,252	3,398					
合 計	298,295	272,259	△ 26,035	合 計	298,295	272,259	△ 26,035	

ウ 借入金
該当なし

エ 財政投融资資金の受入れ
該当なし

オ 国からの補助金等
〔事業費勘定〕

名 称	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費交付金
目 的	社会保険診療報酬支払基金に造成する基金及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務の執行に必要な経費に充てるための資金を交付することにより、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の円滑な施行に資することを目的とする。
金 額	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金 の造成に必要な経費 117,712,652 千円

〔事務費勘定〕

名 称	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費交付金
目 的	社会保険診療報酬支払基金に造成する基金及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務の執行に必要な経費に充てるための資金を交付することにより、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の円滑な施行に資することを目的とする。
金 額	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係 業務の事務の執行に必要な経費 200,713 千円

カ 支給基金増減計画の実施の結果

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金の増減については、次表のとおりである。

令和5事業年度 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金 増減報告書

増減報告 (自令和5年4月1日～至令和6年3月31日)

前年度末 (A)	受入 (B)		支出 (C)		当年度末 (A + B - C)
	区分	額	区分	額	
千円 85,149,656		千円		千円	千円 65,745,808
	事業費から受入		事業費への繰入		
	(1) 交付金元本	117,686,152	(1) 交付金元本	137,090,000	
	(2) 利子収入	1,223	(2) 利子収入	1,223	
合 計	—	117,687,375	—	137,091,223	65,745,808

(2) 過去3事業年度

ア 事業計画の実施の結果

令和2事業年度から令和4事業年度の事業計画の実施の結果は、次表のとおりである。

交付金の受入

(単位：千円)

区 分	年度	予 定 額	交付決定額	収 入 済 額	収入未済額
交付金	2	121,867,876	121,896,176	121,896,176	—
	3	132,625,614	132,638,314	132,638,314	—
	4	117,372,043	117,394,043	117,394,043	—

給付金等の支給

(単位：千円)

区 分	年度	予 定 額	支出決定額	支 出 済 額	支払未済額
給付金等	2	165,339,834	111,986,697	111,986,697	—
	3	119,018,867	105,416,383	105,416,263	120
	4	119,979,765	103,367,670	103,367,655	15

イ 資金計画の実施の結果

令和2事業年度から令和4事業年度の資金計画の実施の結果は、次表のとおりである。

[事業費勘定]

(単位：千円)

年 度	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
2	支出	288,892,176	233,964,892	△ 54,927,283
	収入	288,892,176	233,964,892	△ 54,927,283
3	支出	252,715,165	238,159,928	△ 14,555,236
	収入	252,715,165	238,159,928	△ 14,555,236
4	支出	238,425,140	220,853,495	△ 17,571,644
	収入	238,425,140	220,853,495	△ 17,571,644

〔事務費勘定〕

(単位：千円)

年 度	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
2	支出	320,646	291,407	△ 29,238
	収入	320,646	291,407	△ 29,238
3	支出	316,193	291,526	△ 24,666
	収入	316,193	291,526	△ 24,666
4	支出	274,642	251,423	△ 23,218
	収入	274,642	251,423	△ 23,218

ウ 借入金

該当なし

エ 財政投融资資金の受入れ

該当なし

オ 国からの補助金等

令和2事業年度から令和4事業年度の補助金等は、次表のとおりである。

〔事業費勘定〕

(単位：千円)

年度	名 称	目 的	金 額
2	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費交付金	社会保険診療報酬支払基金に造成する基金及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務の執行に必要な経費に充てるための資金を交付することにより、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の円滑な施行に資することを目的とする。	121,896,176
3			132,638,314
4			117,394,043

〔事務費勘定〕

(単位：千円)

年度	名 称	目 的	金 額
2	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費交付金	社会保険診療報酬支払基金に造成する基金及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務の執行に必要な経費に充てるための資金を交付することにより、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の円滑な施行に資することを目的とする。	226,400
3			230,272
4			186,291

カ 支給基金増減計画の実施の結果

令和2事業年度から令和4事業年度の支給基金増減計画の実施の結果は、次表のとおりである。

(単位：千円)

年 度	前年度末 (A)	受 入 (B)	支 出 (C)	当年度末 (A + B - C)
2	33,984,123	121,868,584	111,950,708	43,901,999
3	43,901,999	132,626,424	105,410,810	71,117,613
4	71,117,613	117,372,975	103,340,932	85,149,656

4. 支払基金が対処すべき課題

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の公共的重要性にかんがみ、関係機関との緊密な連携のもとに適正かつ能率的な実施に努める必要がある。

令和5事業年度 決算報告書

1. 令和5事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等
支給関係特別会計収入支出決算書
2. 予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

1. 令和5事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等 支給関係特別会計収入支出決算書

1. 事業費勘定

令和5事業年度における事業費勘定の

収入決定済額は 254,917,642 千円

であって

支出決定済額は 254,805,021 千円

であった。

したがって、収入が支出を 112,620 千円
超過した。

また、この勘定の損益計算上の利益は 112,620 千円

であって、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第31条第1
項の規定により、

112,620 千円

を、積立金（別途積立金）として整理することとした。

2. 事務費勘定

令和5事業年度における事務費勘定の

収入決定済額は 200,715 千円

であって

支出決定済額は 200,345 千円

であった。

したがって、収入が支出を 370 千円
超過した。

なお、この超過金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第
18条第2項の規定により、国庫へ返還することとした。

3. 収入支出決算に係る事業費勘定及び事務費勘定それぞれの各款項の総額を示せば、次表 のとおりである。

令和5事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計
事業費勘定収入支出決算書

[収入の部]

科 目	収入予算額	収入決定済額	収入予算額と収入決定済額との差額	備考
(款) 交付金の収入	千円 117,686,152	千円 117,712,652	千円 26,500	
(項) 交付金の収入	117,686,152	117,712,652	26,500	
(款) 支給基金からの収入金	145,906,809	137,090,941	△ 8,815,867	
(項) 支給基金からの収入金	145,906,809	137,090,941	△ 8,815,867	
(款) 事務費勘定より収入	7,432	4,528	△ 2,903	
(項) 事務費勘定より収入	7,432	4,528	△ 2,903	
(款) 雑収入	1	21	20	
(項) 雑収入	1	21	20	
(款) 前年度剰余の収入	134,451	109,497	△ 24,953	
(項) 前年度剰余の収入	134,451	109,497	△ 24,953	
合 計	263,734,845	254,917,642	△ 8,817,202	

[支出の部]

科 目	支出予算額	前事業年度の繰越額	予備費使用額	流用増△減額	支出予算現額	支出決定済額	翌年度への繰越額	不 用 額	備 考
(款) 給付金等支給金	千円 144,755,572	千円 —	千円 —	千円 —	千円 144,755,572	千円 137,114,340	千円 —	千円 7,641,231	
(項) 給付金等支給金	144,755,572	—	—	—	144,755,572	137,114,340	—	7,641,231	
(款) 支給基金への繰入金	117,686,152	—	—	—	117,686,152	117,686,152	—	—	
(項) 支給基金への繰入金	117,686,152	—	—	—	117,686,152	117,686,152	—	—	
(款) 審査支払の事務費支出	7,432	—	—	—	7,432	4,528	—	2,903	
(項) 審査支払の事務費支出	7,432	—	—	—	7,432	4,528	—	2,903	
(款) 諸 支 出 金	1	—	—	—	1	—	—	1	
(項) 諸 支 出 金	1	—	—	—	1	—	—	1	
(款) 予 備 費	1,285,688	—	—	—	1,285,688	—	—	1,285,688	
(項) 予 備 費	1,285,688	—	—	—	1,285,688	—	—	1,285,688	
合 計	263,734,845	—	—	—	263,734,845	254,805,021	—	8,929,823	

令和5事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計
事務費勘定収入支出決算書

[収入の部]

科 目	収入予算額	収入決定済額	収入予算額と収入決定済額との差額	備考
(款) 交付金の収入	千円 227,213	千円 200,713	千円 △ 26,500	
(項) 交付金の収入	227,213	200,713	△ 26,500	
(款) 雑収入	9	2	△ 6	
(項) 雑収入	9	2	△ 6	
(款) 前年度剰余の収入	1	—	△ 1	
(項) 前年度剰余の収入	1	—	△ 1	
合 計	227,223	200,715	△ 26,507	

[支出の部]

科 目	支出予算額	前事業年度の繰越額	予備費使用額	流用増△減額	支出予算現額	支出決定済額	翌年度への繰越額	不 用 額	備 考
(款) 事務取扱費	千円 219,787	千円 —	千円 —	千円 —	千円 219,787	千円 195,816	千円 —	千円 23,970	
(項) 職員諸給与	102,850	—	—	—	102,850	96,864	—	5,985	
(項) 退職給付引当預金への繰入	6,267	—	—	—	6,267	6,261	—	5	
(項) 管理諸費	110,670	—	—	—	110,670	92,690	—	17,979	
(款) 事業費勘定への繰入	7,432	—	—	—	7,432	4,528	—	2,903	
(項) 事業費勘定への繰入	7,432	—	—	—	7,432	4,528	—	2,903	
(款) 予備費	4	—	—	—	4	—	—	4	
(項) 予備費	4	—	—	—	4	—	—	4	
合 計	227,223	—	—	—	227,223	200,345	—	26,877	

2. 社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に関する省令（平成23年厚生労働省令第146号）第13条第2項の規定による予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

令和5事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計予算総則（以下「総則」という。）に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第2条の規定による経費の流用は、行わなかった。
2. 総則第3条の規定による経費の翌事業年度への繰り越しは、行わなかった。
3. 総則第4条の規定による借入金の限度額は299,700,000千円であって、これに対する借入額（本年度において借入れた短期借入金のうち、年度内に資金不足のため償還することができなかった金額について、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第32条第2項の規定により厚生労働大臣の認可を受けて行った借換え額）は、なかった。